

## <主なQ&A>

## 資料 3

質問：サッカーの資格（JFA公認指導者：C級以上）、バスケットボールの資格（JBA公認指導者：C級以上）を取得している場合、スタートコーチ（スポーツ少年団）を取得する必要はあるか？

回答：上記の資格（JFA公認指導者：C級以上、JBA公認指導者：C級以上）を保有していれば、スポーツ少年団の「指導者区分」の登録は可能となる。ただし、2019年度にスポーツ少年団登録をしていた旧認定員以外は“スポーツ少年団の理念”を学んでいないことになるので、“理念を学んだ者”として指導者登録したい場合には、別途スタートコーチ（スポーツ少年団）を取得する必要がある。また、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格のうち、サッカーとバスケットボールの資格については、都道府県のスポーツ協会では資格の保有状況を確認することができないので、各個人がそれぞれの競技団体へ確認する必要がある。

質問：サッカーの資格（JFA公認指導者：C級以上）を保有していて、ミニバスケットボールの団の指導をすることはできるか？

回答：スポーツ少年団の規程上は、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格を保有していれば「指導者区分」での登録が可能。資格の内容までは問わない。大会に出る際には、スポーツ少年団の理念を学んでいることが条件となるので、その点は個人により状況が異なる。また、種目によっては大会時（監督、ベンチ入りなど）に競技別資格の保有を求めている場合もあるので、大会ごとに確認をする必要がある。

質問：2019年度取得の認定員以外は、理念を学んだということにならず、コーチングアシスタントへ移行しても、理念を学ぶためにスタートコーチ（スポーツ少年団）を取得しなければならないか？

回答：2019年度取得ではなく、2019年度時点で認定員としてスポーツ少年団登録をしていた方が“理念を学んだ者”としてカウントできる。その方は、コーチングアシスタントに移行するだけで、理念を学んだ者として「指導者区分」での登録ができる。現状の登録システムに「12K～」の資格番号が入っていれば、その方は、2019年度時点でスポ少登録していた認定員であると確認できる。